

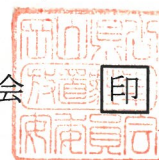
別記様式第三の九（第七条の七関係）

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 7 月 13 日

岡山県公安委員会

[illegible][illegible]

別 添

弁 明 通 知 書 番 号
72-101-260202-001007
72-101-260407-388398
72-101-260522-388779
72-101-260522-388816
72-101-260523-002001
72-101-260523-387916
72-101-260523-388836
72-101-260525-001003
72-101-260525-001016
72-101-260526-387961
72-101-260526-388780
72-101-260527-001013
72-101-260527-001014
72-101-260527-001018
72-101-260528-001002
72-101-260528-001009
72-101-260528-388837
72-101-260528-388839
72-102-260522-387199
72-102-260522-387200
72-102-260522-388184
72-102-260523-388040

[illegible]